

(裏)

【誓約及び同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 次の全ての誓約及び同意事項について確認し、誓約し、及び同意します。

- ① 物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯給付)の支給要件(※)に該当します。
※物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯給付)の支給対象となるためには、次の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯の全員が、令和6年度の市町村民税均等割が非課税である世帯であること。
イ 世帯の全員が、令和6年度の市町村民税が課されているほかの親族等の扶養を受けている世帯ではないこと。
(注)市町村民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からない場合は、両親、子どもその他の家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用の届出により市町村民税均等割が課されていない者又は市町村民税均等割のみが課税されている者がいないこと。
- ② 世帯の中に、令和6年度の市町村民税申告が未申告である者はいません。
- ③ 世帯に令和6年1月2日以後に海外から転入してきた方がいる場合は、支給の対象となりません。
- ④ 市以外から同様の要件で支給された給付金(3万円)の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- ⑤ 物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯給付)の支給要件の該当性等の審査をするため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うこと並びに他の行政機関等に資料の提供を求め、及び資料を提供することに同意します。
- ⑥ ⑤において公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を求めることに同意します。
- ⑦ この申請書は、市において支給決定をした後は、物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯給付)の請求書として取り扱うことに同意します。
- ⑧ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の理由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに、市が申請者及び請求者に連絡又は確認ができない場合は、物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯給付)が支給されないことに同意します。
- ⑨ 物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯給付)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯給付)の支給要件に該当しないことが判明した場合は、物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯給付)を返還します。

提出書類

- ☐ 『物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税世帯給付)申請書(請求書)』(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項を御記入ください。
- ☐ 申請者及び請求者の本人確認書類の写し
※申請者及び請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート、障害者手帳等の写しを御用意ください。
- ☐ 受取口座を確認できる書類の写し
※通帳、キャッシュカード等の受取口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人(カナ)を確認できる部分の写しを御用意ください。
- ☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度市町村民税の課税がわかる証明書』の写し

※【誓約及び同意事項】のチェック漏れ、添付書類の不備等はありませんか。(チェック漏れ、添付書類の不備等がある場合は、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名